

12 危険物・保安関係

ア 共通事項関係

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
保安四法関係 (総務省)	平成12年11月に出された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の検討結果を踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 特定屋外タンク貯蔵所の定期保安検査及び定期点検(内部点検)の検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法を導入することの可否について検討する。	検討 (結論)				(総務省) 特定屋外タンク貯蔵所の定期保安検査及び定期点検(内部点検)の検査周期の設定に余寿命予測に基づく手法を導入することの可否について、特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討委員会において検討を行い、平成14年3月27日結論を得た。	
(総務省)	b 消防法に基づく危険物施設の検査主体について、危険物の保安の確保上問題がない範囲内で、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の検査機関のうち消防庁が定める基準を満たすものを、市町村長等から委託を受けて消防法に基づく危険物施設の検査に係る技術的な審査を行う機関として明示する。	逐次実施				(総務省) - 保安四法に係る検査主体の相互乗り入れに係る審査機関の基準等について(平成12年12月19日付消防危第118号)により、審査機関の基準を定めた。当該基準に基づき逐次審査機関の明示を行うこととしている。	

イ 高圧ガス保安法関係

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
可燃性ガス、酸素の充てん容器に係る容器置場 (経済産業省)	可燃性ガス、酸素の充てん容器に係る2階建容器置場の設置基準について検討する。	検討			(経済産業省) 関係団体内に委員会(容器置場の立体化検討委員会)を設置し、可燃性ガス、酸素の充てん容器に係る2階建容器置き場を可能とするため、必要な天井の高さや障壁等の保安上の措置について調査を行った。今後、それらの妥当性につき実証実験により検証を行う予定。	
充てん容器等の加温に係る技術基準の見直し (経済産業省)	シリンダーキャビネット内部において、容器・バルブ・配管を加温する場合には、自動制御により温度調節された温風又は熱媒の使用を認めることについて検討する。	検討			(経済産業省) 容器・バルブ・配管を加温する場合に自動制御により温度調節された温風又は熱媒の使用も可能とするための措置内容について検討中である。	
移動式製造設備の防消火設備設置基準 (経済産業省)	高圧ガスに係る移動式製造設備(バルクローリーに限る。)から当該製造事業所に設置された新バルク貯槽に対して充てんする際のローリー停車位置への防消火設備の設置義務の除外について検討する。	検討			(経済産業省) ローリー停車位置への防消火設備の設置義務について、新バルクローリーから新バルク貯槽へ充てんする場合は、除外する旨液化石油ガス保安規則関係例示基準に明示した。 【液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第2号、平成13年3月26日発出)】	
医療用コールドエバポレータ設備に係る設備距離 (経済産業省)	一般のコールドエバポレータと同等の設備距離確保が義務付けられている医療用コールドエバポレータ設備について、一定の場合におけるその設備距離の緩和を検討する。	検討			(経済産業省) 関係団体内に委員会(医療用C Eの設備距離検討委員会)を設置し、医療用コールドエバポレータと保安物件との距離を緩和するため、事故要因の分析及び安全対策の検討を行い、安全弁多重化等の必要となり得る保安上の措置について調査を行った。今後、それらの妥当性につき、実証実験により検証を行う予定。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
タンクローリーの 他都道府県への移 籍時における完成 検査 （経済産業省）	他都道府県からのタンクローリーの移籍の際の合理的な完成検査の在り方について検討する。	検討			（経済産業省） 移動式製造設備の移設、転用の際の取扱いについて、定置式製造設備と同様に取り扱う旨を周知した。【高圧ガス保安法におけるタンクローリーなどの移動式製造設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事の変更時における完成検査について（平成14・03・25 原院第9号、平成14年3月29日発出）】	
高圧ガス製造施設 に係る認定保安検 査実施者の要件 （経済産業省）	自ら保安検査を実施することができる認定保安検査実施者の認定基準について再検討することにより、コンビナート関連事業者以外の第一種製造者についても、認定保安検査実施者への移行を推進する	検討 （結論）			（経済産業省） 認定完成・保安検査実施者の認定基準について見直しを行った。【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第55号）、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第56号）、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第57号）、冷凍保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第58号）、平成14年3月28日告示】	
高圧ガス製造施設 等の検査 （経済産業省）	指定代行機関や優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、技術の進歩等に応じて、その指定基準や認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。	随時			（経済産業省） 認定完成・保安検査実施者の認定基準について見直しを行った。【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第55号）、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第56号）、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第57号）、冷凍保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第58号）、平成14年3月28日告示】	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
高圧ガス保安法における保安検査周期の延長 （経済産業省）	年1回の保安検査を義務付けられている高圧ガス設備の保安検査について、設備の保安管理体制等が優秀であるとの大臣の認定を受けた者に設備を稼働した状態で保安検査を自ら行うことを可能とする現行制度について、産業界全体に今一度周知を図り、一層の制度活用を促す。	措置			（経済産業省） 認定保安検査制度の内容について、高圧ガス保安協会主催「高圧ガス設備担当者会議」（平成13年11月）、日本LPガス協会主催「LPガス保安に関する講演会」（平成13年9月）、日本LPガスプラント協会主催「事業者向け保安技術講習会」（平成13年8月）（全国5ブロック開催）等の場を活用して周知を行った。	

ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
容器による販売方法の見直し（経済産業省）	原則としてガスメーターによる体積販売とされている液化石油ガスについて、質量販売に対応した安全器具開発の結果及び効果を踏まえ、質量販売の範囲について検討する。	検討	検討（結論）		（経済産業省） 学識経験者、業界関係者等からなる「質量販売対応型安全機器の開発委員会」を設置し、質量販売に対応した安全器具の開発を実施したところであり、今後、質量販売の範囲について検討を行う予定である。	
バルク貯槽の保安距離の緩和（経済産業省）	貯蔵量1トン以上3トン未満のバルク貯槽の設置に際し確保することとされている保安距離について、平成14年度まで行う実証試験の結果を踏まえ検討する。	検討			（経済産業省） 貯蔵量1トン以上3トン未満のバルク貯槽の設置に際し確保することとされている保安距離について、学識経験者、業界関係者等からなる「高度保安型バルク供給システム技術開発委員会」を設置し、シミュレーションの検討を行い、引き続き実証試験を行う予定である。	

エ 労働安全衛生法関係

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
ボイラー・圧力容器の性能検査 （厚生労働省）	a 仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、性能規定化を完了する。	検討				（厚生労働省） ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の性能規定化について、学識経験者、メーカーなどによる「ボイラー・圧力容器構造規格見直し委員会」を設置し、技術的検討を行っているところである。	
	b 1年以内ごとに性能検査を受けなければならないボイラー及び第一種圧力容器について、設備の安全管理体制が優秀であると労働基準監督署長の認定を受けた者は設備を停止して行う開放検査の周期を2年とすることが可能である現行制度について、趣旨、手続、審査基準等について今一度広く周知を図り、一層の制度活用を促す。	措置				（厚生労働省） 周知用リーフレットを作成したところであり、これを用いて広く制度の周知を図り、一層の制度活用を促すこととしている。（平成14年2月20日付基安発第0220003号）	
	c 設備を停止して行う性能検査の周期について、労働安全衛生法のボイラー及び圧力容器安全規則等において管理等が良好で延長を行い得る安全要件等の合理的基準を定め、この基準に適合すると認められるボイラー等の検査周期を4年程度に延長することを目的に、平成11年度から行っている試行の結果を踏まえ、早急に所要の制度改正を行う。	検討				（厚生労働省） 平成14年3月29日付け基発第0329018号により、ボイラー等の4年連続運転制度の本格的な実施について、所要の措置を講じた。	
ボイラー等の検査 （厚生労働省）	ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討する。	検討				（厚生労働省） ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、優良な実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について、検討の一環として国内他法令及び諸外国の状況に関し調査を行ったところである。	
ボイラー等の特定機械等の検査 （厚生労働省）	ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等（特定機械等）の検査等に係る検査代行機関について、ワンストップサービス化の実現に向け、指定条件の見直し作業を行う。	措置				（厚生労働省） 平成14年3月29日付け基発第0329017号により、指定条件の見直しの措置を講じた。	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ボイラーの遠隔制御についての基準 （厚生労働省）	ボイラーの遠隔制御についての基準について、安全性を損なわない範囲で、対象となる遠隔制御方式ボイラーの基準、点検の基準等について見直しを図る。	検討	措置		（厚生労働省） ボイラーの遠隔制御について、点検の基準等を見直すため、「ボイラーの遠隔制御等基準見直し検討委員会」を設け、技術的検討を行っているところであり、平成14年度に所要の措置を講ずる予定である。	

オ 消防法関係

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
引火点の高い液体の危険物からの除外 (総務省)	a 消防法における引火性液体の規定について、引火点が250度程度を超える引火性液体については、危険物から除外する。 (第151回国会に関係法案提出)	法律案成立後公布				(総務省) 消防法の一部を改正する法律(平成13年7月4日法律第98号)により、引火性液体の性状を有する物品で引火点が250度以上のものを危険物から除外した。(平成14年6月1日施行)	
	b 引火点が100度程度から250度程度の引火性液体の危険物の貯蔵・取扱施設の技術基準の合理化を図る。	措置				(総務省) 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成13年9月14日政令第300号)により、高引火点危険物の引火点の下限を100度とするとともに、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成13年10月11日総務省令第136号)により、高引火点危険物施設について技術基準の合理化を図った。(平成14年6月1日施行)	
防火管理者の業務の外部委託 (総務省)	防火・防災業務の実情を勘案しつつ、防火対象物の安全性を損なわないことを前提として、防火管理者の業務の外部委託を認めることについて検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)		×	(総務省) 防火・防災業務の実情を勘案しつつ、防火対象物の安全性を損なわないことを前提として、防火管理者の業務の外部委託について検討し、平成14年度までに結論を得ることとしている。	
自動火災警報器に係る消防法と高圧ガス保安法の重複規制の撤廃 (総務省)	コンビナート等保安規則及び一般高圧ガス保安規則が適用される充てん所について、施設等の実態等を踏まえ、自動火災報知設備等の設置を免除することについて検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)		×	(総務省) コンビナート等保安規則及び一般高圧ガス保安規則が適用される充てん所について、安全性を損なわないことを前提として、施設等の実態に応じた自動火災報知設備等の設置のあり方について検討し、平成14年度までに結論を得ることとしている。	
排煙設備に係る技術基準の性能規定化 (総務省)	排煙設備の技術基準を性能規定化することについて検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)		×	(総務省) 排煙設備を設置するに当たっての性能等の基準について検討し、平成14年度までに結論を得ることとしている。	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
消防法で規定する消火設備に係る技術基準の見直し （総務省）	スプリンクラーヘッドの技術基準を性能規定化することについて検討し、結論を得る。	検討	検討 （結論）		×	（総務省） スプリンクラーヘッドを設置するに当たっての性能等の基準について検討し、平成14年度までに結論を得ることとしている。
危険物取扱者の実務経験要件の見直し （総務省）	甲種危険物取扱者の受験資格要件の一つとされている実務経験について、求められる能力の確認を行いつつ資格取得希望者にとって受験の機会が広がる制度とする観点から、資格取得要件とすることを検討する。	検討				（総務省） 内容につき検討を行ったが、実務経験は学歴要件を満たさない場合に受験資格を緩和するものであり、実務経験の資格取得要件化により受験の機会が拡大するものではないため、実務経験の資格取得要件化は行わない。
危険性物質輸送時の運転要員の確保方策 （総務省）	安全性を損なわないことを前提に危険物輸送時における運転要員の確保方策について検討し、結論を得る。	検討	検討 （結論）		×	（総務省） 安全性を損なわないことを前提に、距離及び時間等の条件を加味した運転要員の確保方策について検討し、平成14年度中に結論を得る。
給油取扱所における作業場の面積 （総務省）	自動車の点検整備を行う作業場について、係員以外の者が立入りする建築物部分の面積の算定方法に関し、安全性を損なわないことを前提に検討し、結論を得る。	検討 （結論）				（総務省） 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について（平成13年11月21日消防危第127号）により、給油取扱所における自動車等の点検・整備を行う作業場について、係員以外の者が立入りする建築物以外の部分の面積の算定方法を明確にした。

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
危険物施設の保安検査 （総務省）	a 危険物施設の保安検査について、優良事業所について検査周期を延長するインセンティブの導入について結論を得る。	結論			（総務省） 危険物施設の保安検査について、優良事業所について検査周期を延長するインセンティブの導入に関し、検査周期の設定に余寿命予測に基づく手法を導入することの可否について、特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討委員会において検討を行い、平成14年3月27日結論を得た。	
	b 危険物施設の保安検査について、優良事業所については、自主検査を含め、危険物施設の適切な管理が維持されるよう更なるインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について検討する。	検査周期を延長するインセンティブ制度の結論を踏まえ検討			（総務省） - 検査周期を延長するインセンティブ制度の結論を踏まえて検討する。	
	c 危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、結論を得る。	検討	検討	検討（結論）	（総務省） 危険物規制に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討委員会において、現行の危険物に係る技術基準の体系的な整理、各技術基準の趣旨、要求レベル、背景等の調査・分析等を行っているところであり、平成15年度中に結論を得る。	
消防用機械器具の検定 （総務省）	消防用機械器具の検定主体について、指定検定機関の公益法人要件の要否、公益法人要件を撤廃した場合の問題点等及び指定検定機関の指定要件に関する検討結果を踏まえ、必要に応じ関連法令の改正等の措置を的確に講じる。	検討			（総務省） 消防用機械器具の検定を行う指定検定機関の公益法人要件を撤廃する。 （第154回国会に関係法案を提出）	
タンクローリーに関する規制緩和 （総務省）	移動タンク貯蔵所（タンクローリー車）について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討する。	検討	結論		（総務省） 過去の事故の形態、漏えい原因などの分析を行い、移動タンク貯蔵所（タンクローリー車）の間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について移動タンク貯蔵所の安全性に関する調査検討委員会において検討している。	

カ その他

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
含水爆薬の現場製造 （経済産業省）	現在、硝安油剤爆薬に限定されている移動式製造設備での製造について、含水爆薬に係る技術基準を検討する。	検討	検討 （結論）			（経済産業省） 関係団体内に委員会（火薬類技術基準作成委員会）を設置し、エマルジョン爆薬に加え、スラリー爆薬も含めた含水爆薬の移動式製造設備での製造について、導入上の問題点につき技術的観点等から検討中である。	
石油コンビナートの防災資機材の基準 （総務省）	石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所（一定量以上の危険物等を貯蔵又は取り扱う事業所備え付けなければならないこととされている防災資機材（化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等）については、政令においてその具体的な仕様が規定されているが、この基準について随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置する。	随時			-	（総務省） 個別の資機材別に要望があれば、随時、導入できるかどうかを検討し、個々に可否を検討する予定。	
長距離パイプラインに係る規制 （経済産業省）	長距離パイプラインに係る適用法規の在り方、技術基準等について、安全の確保等を踏まえつつ検討する。	検討				（経済産業省） ガスパイプライン安全基準検討会（原子力安全・保安院長の私的研究会）において、関連保安規制各法の安全基準、技術基準の整合化、新技術等の導入を踏まえた安全基準等の考え方について検討を進めているところ。平成14年3月27日に中間取りまとめを実施した。	